

## 第 27 号

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事      飯      泉      嘉      門



## 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,170,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 53,931,934	千円 548,145	千円 54,480,079
	3 委託金	1,043,034	548,145	1,591,179
歳入	合計	470,621,974	548,145	471,170,119

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 27,662,234	千円 548,145	千円 28,210,379
	5 選挙費	41,358	548,145	589,503
歳出合計		470,621,974	548,145	471,170,119